

# 定期監査結果報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査

### 2 監査の範囲

監査の対象期間中に執行された、財務に関する事務及びその他の事務

### 3 監査の着眼点

財務に関する事務及びその他の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

### 4 監査の執行者

代表監査委員 竿 留 一 美

監査委員 井 原 正 光

### 5 監査の対象

龍ヶ崎地方衛生組合事務局

(出席者 松田会計管理者、風見事務局長、杉山事務局次長兼総務課長、丘野施設管理課長、坂本施設管理課長補佐、山本総務課主査)

### 6 監査の対象期間

令和6年1月1日から令和6年3月31日まで

### 7 本監査の期日

令和6年5月29日(水)

### 8 監査の方法

龍ヶ崎地方衛生組合2階会議室において、関係書類、諸帳簿、諸帳票類について、事務局長ほか事務局職員より説明を受け、監査委員による質疑を行い本監査を実施した。

## 第2 監査の結果

### 1 財務事務の執行

財務事務等の執行においては、概ね適正に財務の執行及び事務処理がなされていることが確認できた。

### 2 その他の事務の執行

概ね適正に行われていた。

### 3 意見

組合においては、今後も、遅延なく事務処理を進め、予算の適正かつ効率的な執行に引き続き努められたい。また、構成市町村から受け入れるし尿及び浄化槽汚泥を円滑に処理するために必要な施設の機能保持に努め、安全かつ安定した運転が行われるよう常に留意するとともに、周辺地域の環境保全と公害防止対策に万全を期しながら組合運営に努められたい。

今回は、債務負担行為の契約13件と、第4四半期に行った契約3件について報告を受けたが、1件不調となる契約があった。主たる原因は、業者からの見積額と組合の設計額に若干の乖離があり、不調となったものであるが、参考見積り取得後の原材料費や人件費の価格改定分が設計に反映されておらず、結果、入札（見積り）が不調となったものである。

今後も、このようなケースは想定されるため、設計額及び予定価格の設定については社会の経済情勢も含め十分調査検討し算出するよう努め、引き続き業務に支障を生じないよう適切な施設の運転管理、事務の執行に努められたい。